公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第６号
岡山県美作市大井が丘700番地268
債務者　峯平　晃行
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
4　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月９日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１２号
秋田県南秋田郡五城目町内川湯ノ又字苗代沢14番地３
債務者　小玉　俊子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山紗代子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月24日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３号
秋田県南秋田郡五城目町内川湯ノ又字苗代沢14番地３
債務者　小玉　貴臣
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山紗代子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月24日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1121―1011
債務者　成田保男こと　成　　保男
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松見日出男
4　破産債権の届出期間　平成28年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５０号
神奈川県鎌倉市台２丁目５番12号　ヴィラ鎌倉台203
債務者　齊木　眞弓
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９号
東京都八王子市中野山王１丁目29番８―209号
債務者　渡辺　志乃
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　雪枝
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６１号
神奈川県大和市福田47番地10
債務者　岡本　利江
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　破産債権の届出期間　平成28年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月25日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２号
静岡県浜松市北区細江町中川4617番地の４
債務者　井上　士郎
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　直也
4　破産債権の届出期間　平成28年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
千葉県我孫子市つくし野１丁目６番34号（202号）いわいハイツ
債務者　牧野　正幸
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋上　正樹
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月９日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２号
千葉県鎌ケ谷市東初富６丁目３番11号
債務者　山崎　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純夫
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南３条３丁目１番14号
債務者　木村　博文
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　破産債権の届出期間　平成28年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月19日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目10番23号（ドムス南鎌ケ谷Ｂ―202）
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本麻里子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９４号
東京都調布市柴崎２丁目13―３　Ａ―615
債務者　菊田　秀次
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　惠美
4　破産債権の届出期間　平成28年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９５号
東京都八王子市台町３丁目16―20―105
債務者　菊田　一郎
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　惠美
4　破産債権の届出期間　平成28年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部